

平成23年度特許庁委託事業

模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

2012年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

1.2 工業意匠権の確保

1.2.1 はじめに

シンガポールにおける工業意匠登録に関しては、2000 年制定の登録意匠法(第 266 章)および関連登録意匠規則によって規定されている。

意匠とは工業的過程において物品に適用された形状、輪郭、模様または装飾を意味するものである。繊維品や壁紙上に現れる二次元の意匠も登録が可能である。

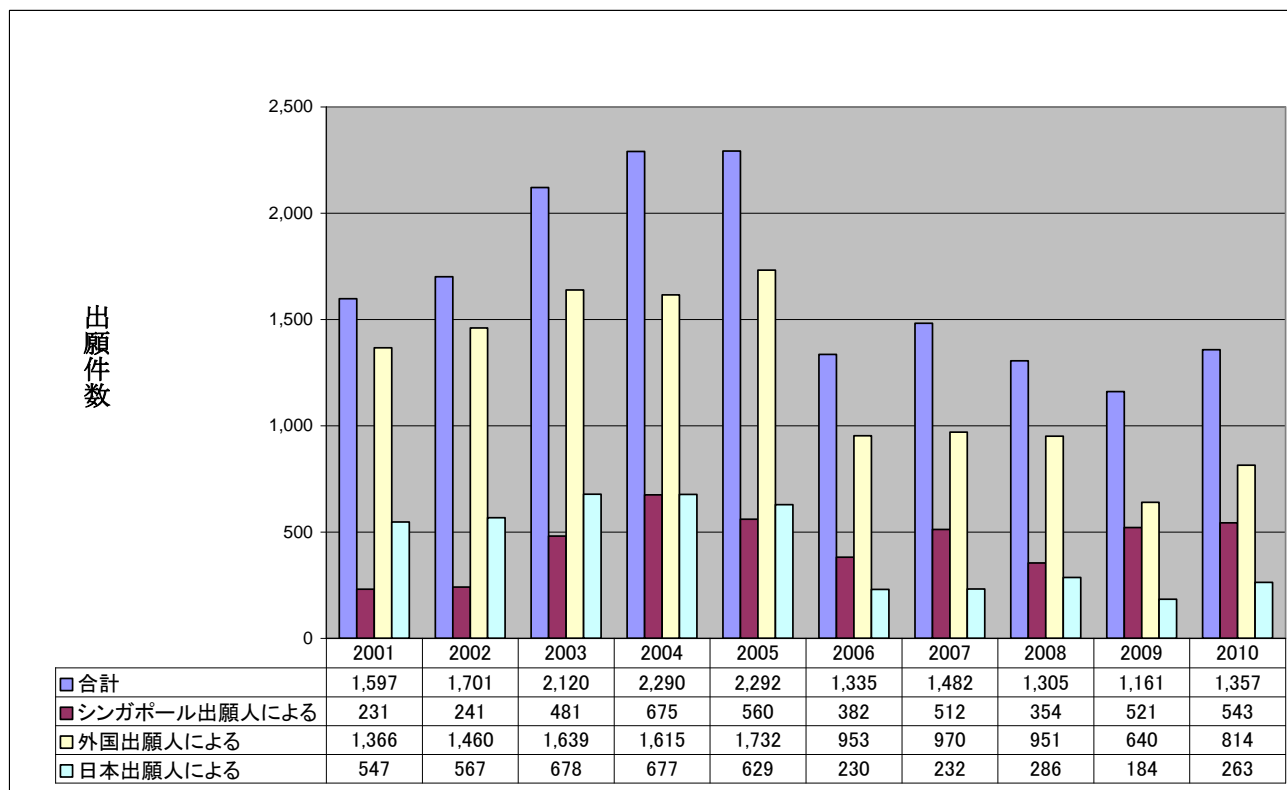
登録意匠の所有者は、同意なしに当該意匠を他者が使用することを排除する権利を有する。登録意匠権はこのように、所有者が自らのマーケットシェアを保護する手助けをするものである。また、意匠権は対価と引換えにライセンス許諾や譲渡することも可能である。侵害が発生した場合、権利保有者は侵害行為の停止命令、ならびに損害賠償または侵害に起因した利益のいずれかを侵害者に請求するため、法的手続を提起する権限を有する。

登録可能な意匠全てにおいて登録を行い、意匠権を確保することが最も重要であり、これを怠ると他者に無断で使用された場合、法の保護を受けられないこととなる。意匠登録要件および登録意匠と著作権保護の部分的重複については、後述のチャプター1.2.2 にて詳細を参照いただきたい。

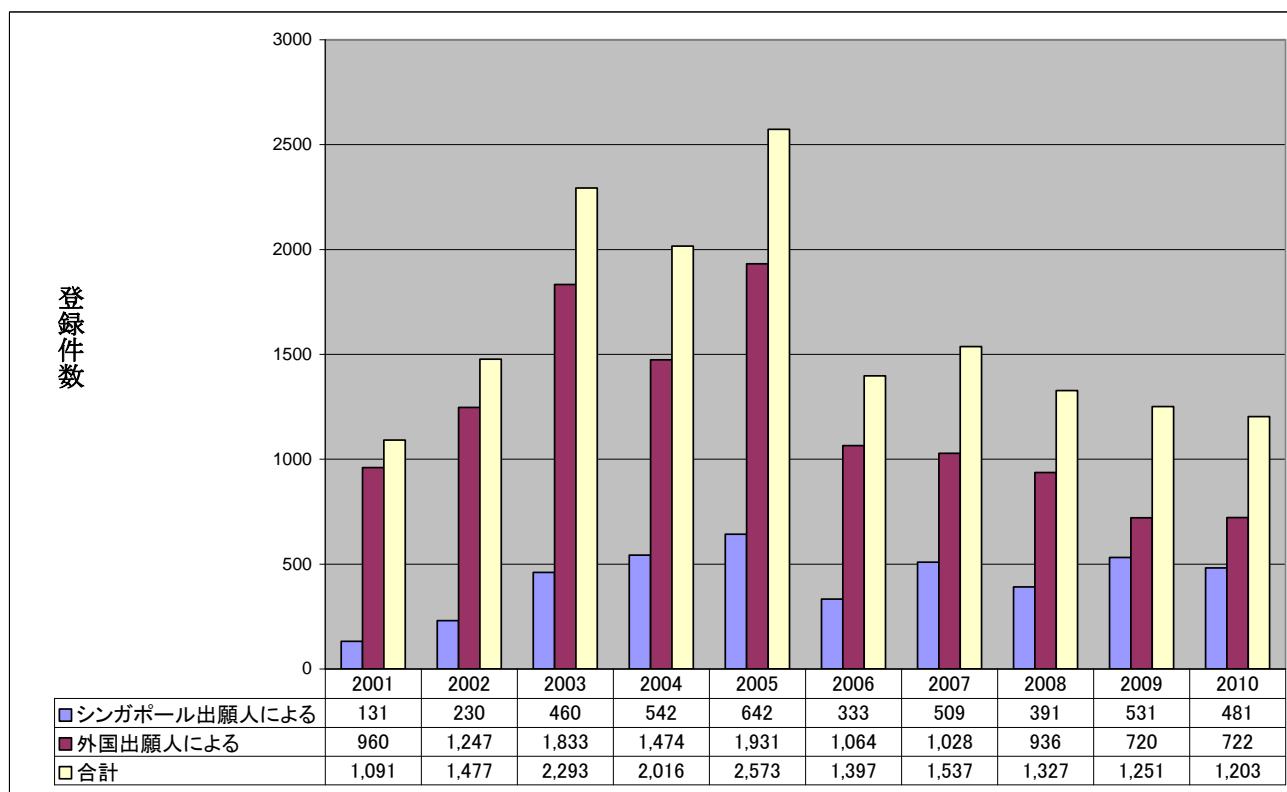
上記で述べた理由により、企業またはビジネス行為において意匠の要素を持つ商品を扱う際には、意匠登録による意匠権の保護について常に考慮する必要がある。

1.2.2 統計

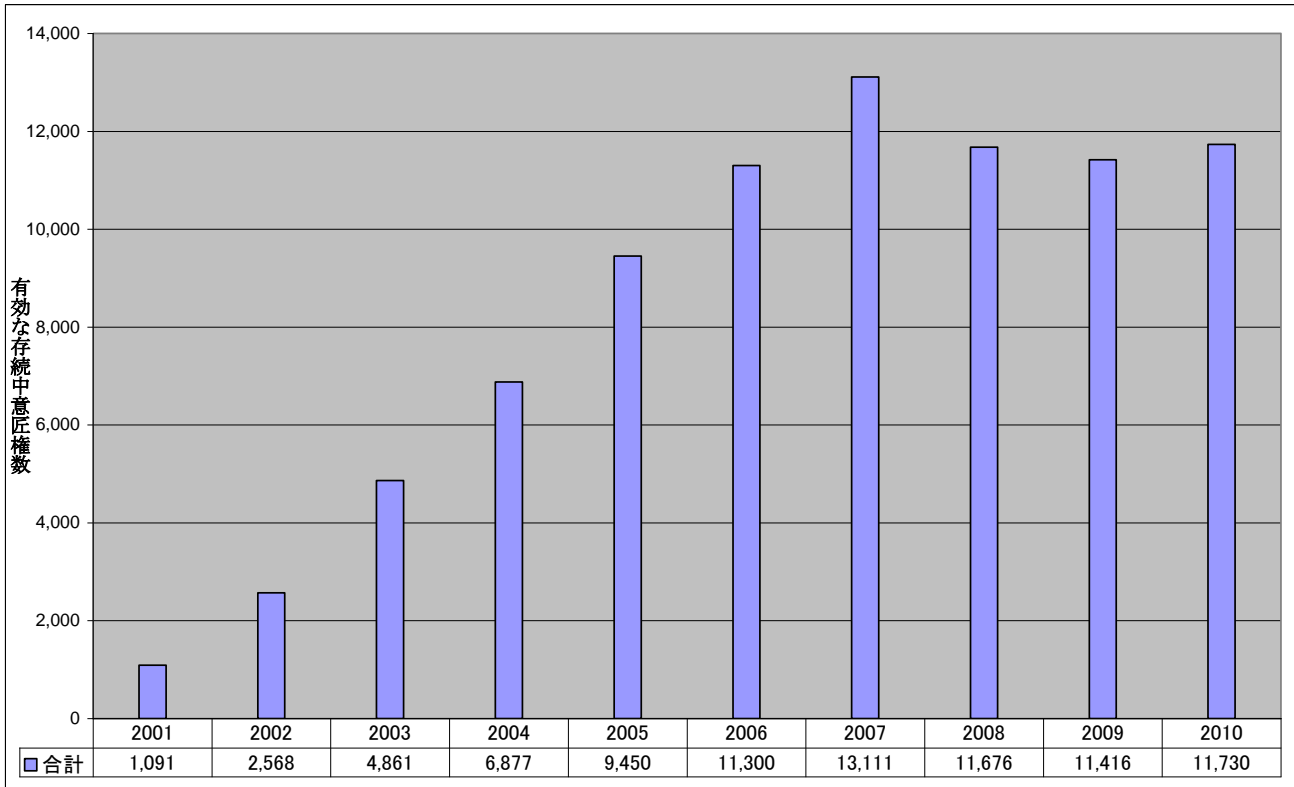
シンガポールで申請された登録意匠出願件数



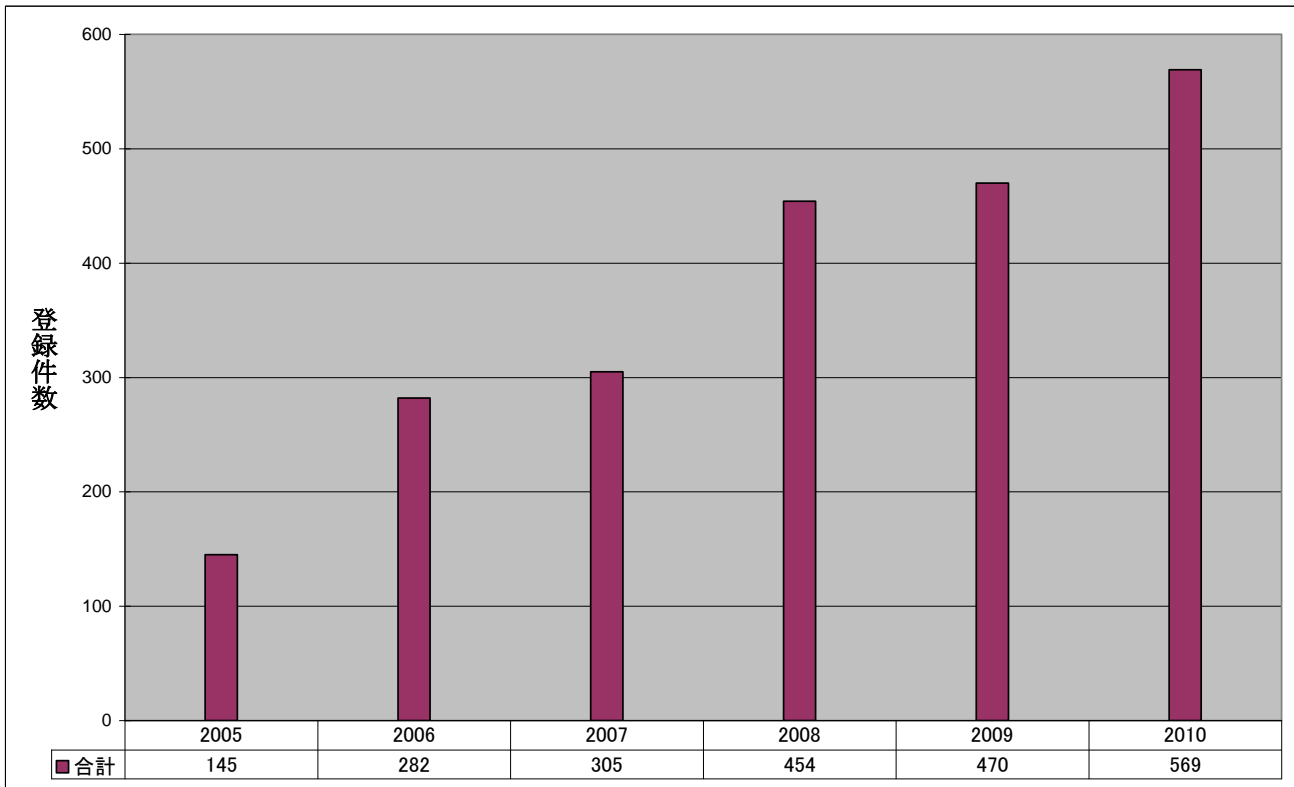
シンガポールの工業意匠登録件数



シンガポールにおける有効な存続中意匠権数2001－2010年度



ハーグ協定に基づきシンガポールを指定国とする国際出願から得られたシンガポール工業意匠登録件数



*上記統計はIPOS統計 2001－2010 年度からの抜粋。詳細は (IPOSstatistics20012010final1.pdf)を参照のこと。

1.2.3 工業意匠登録の基準(著作権法との重複を含む)

登録の基準

意匠を登録する際には、その意匠に新規性が認められなければならない。すなわち、出願時点で当該意匠がシンガポールを含め、世界中のいかなる場所においても登録済みであったり、公開済みである意匠と同一であったりしてはならず、また、重要でない細部のみの相違、または一般的に既に取り込んでいる物の改良型であってはならない。

登録不可能な意匠

以下のものは登録することができない。

- 公序良俗または道徳に反する意匠
- コンピュータプログラムおよび集積回路のレイアウトデザイン
- 彫刻作品の意匠(工業プロセスにおいて増やすことが可能な原型または図案として使用されるもの、または使用される予定である鋳型または模型を除く)、壁掛け版・記念盾、メダルおよびメダリオン、本質的に文学的または芸術的性質を持つ印刷物(例:書物の表紙、カレンダー、証明書、クーポン、型紙、グリーティングカード、ラベル、チラシ、地図、図面、トランプ、葉書、切手、商業広告、業務用書式及び名刺、転写絵およびそれに類似する物)
- 製作工程の方法または原理
- 単に機能的であって、その物品が必要不可欠な一部を構成する別の物品の外観に依存するもの、またはその物品を別の物品にはめ込むか連結することにより、いずれの物品もが其々の機能を果たすように作られたもの

芸術作品—登録意匠と著作権保護の重複

独自に作製された芸術作品は著作権保護を受けられるものであり、とりわけその作品を複製する独占的権利を著作権所有者に与えるものである。

- 登録済みの対応意匠が存在する場合

芸術作品に対応する意匠が登録済みの場合は、登録意匠権を侵害する行為は芸術作品の著作権侵害とはならない。よって、登録意匠の所有者は、登録意匠侵害における救済のみに頼ることとなる。

登録意匠権が失効した場合(最長で出願日から 15 年)、著作権保護からの除外は、意匠登録によって保護することのできた関連意匠および物品全てに関する登録意匠権の侵害行為にも及ぶ。

- 登録可能であるにもかかわらず、未登録の対応意匠が存在する場合

芸術作品に対応する意匠が登録可能であるにもかかわらず登録されていない場合も、著作権保護からの除外が適用される。対応する意匠が登録可能とみなされるのは、(1)意匠が 50 個以上の物品に使用されている、または長期間ばらばらに製造される 1 または 2 以上の物品(手製の物品を除く)に使用されている場合と、(2)物品が販売されていた場合である。

この場合、著作権保護からの除外範囲は、物品が最初に販売された日から 15 年間とその後では異なる。最初の 15 年間では、意匠が登録されていれば登録意匠権侵害となっていた行為であっても、芸術作品の著作権の侵害とはならない。その後は、著作権保護からの除外は、意匠登録によって保護することができた関連意匠および物品全てに関する登録意匠権の侵害行為にも及ぶ。

著作権侵害に対する法的手続が開始される前に、対応する意匠登録の出願がされたが、その出願が拒絶された場合には、上記の著作権保護からの除外は最終的には適用されないことが推定される。

したがって、対応する意匠が登録可能かどうかについて疑わしい場合は、登録を試みるのが望ましい。さもなければ著作権所有者は、著作権の主張もできず、頼れる登録意匠もないという状況に陥ることになりかねない。

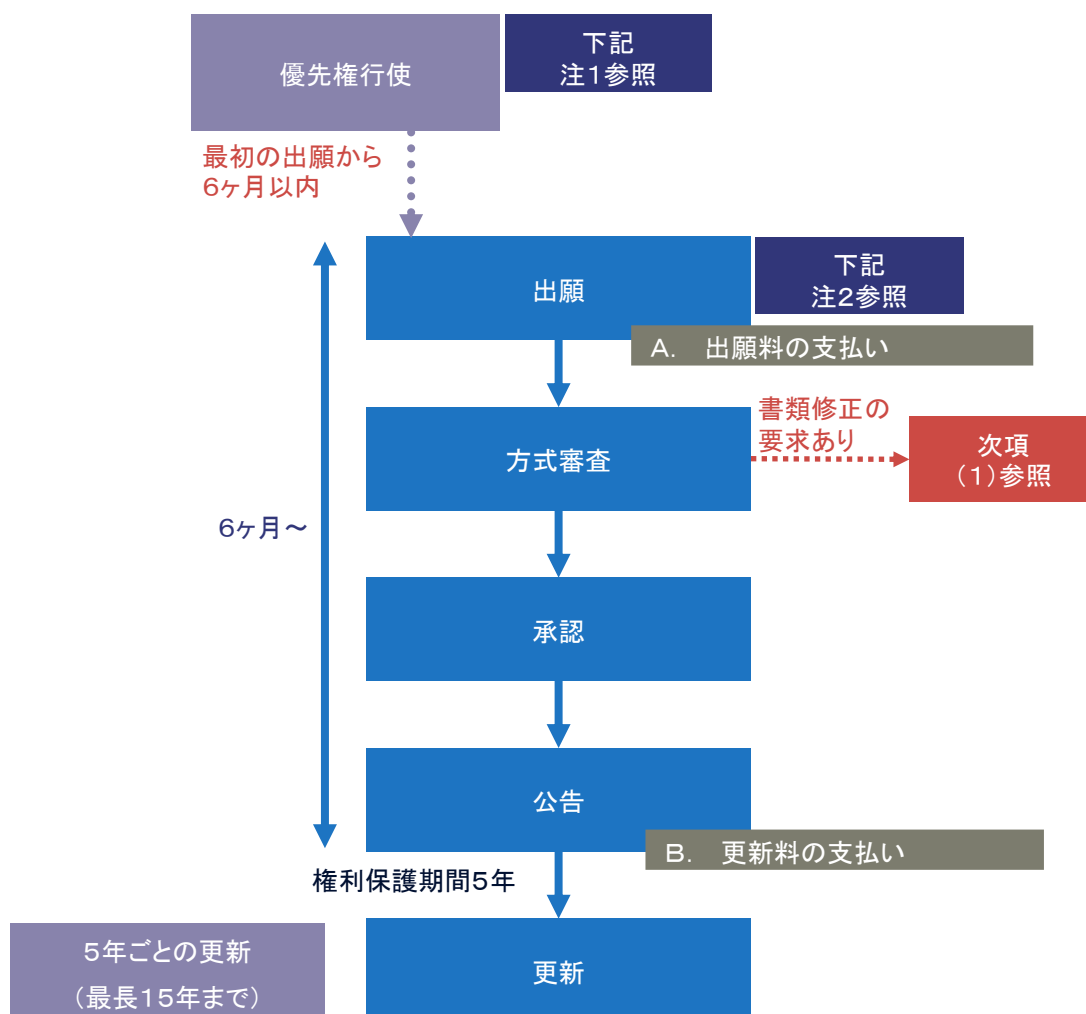
- 登録不可能な対応意匠が存在する場合

芸術作品に対応する意匠が登録不可能な場合(例:意匠が単に機能的なものである場合)、上記の著作権保護からの除外は適用されず、著作権所有者は著作権の保護を受けること可能となる。

しかしながら、芸術作品が取り入れられた立体的物品が 50 個以上販売またはレンタル用に製造された場合、有用性のある立体的物品を製造することはもはや著作権侵害とはみなされない。ここで言う「有用性のある物品」とは、単に物品の外観を描写するものでも、情報を伝達するものでもなく、本質的に実用的な機能を持つ物品を意味する。

したがって、工業上利用される芸術作品について、有用性のある立体的物品を製造する権利を保護することを望む場合は、意匠登録出願をできるだけ速やかに行うべきである。

1.2.4 工業意匠出願手続



注1：優先権

- ・ 国際条約であるパリ条約に基づき、出願人が条約加盟国で最初に特許出願し、所定期間内に他の加盟国で同一の発明を出願した場合、最初の出願日に出願したのと同様の扱いを受けられる権利。日本、シンガポールは共に加盟国。

注2：出願に必要な書類

- ・ 出願人の氏名・名称(個人又は企業名)と住所
- ・ 意匠が施される物品の詳細
- ・ 意匠の描写図または他方向からの撮影による白黒写真(最高 10 枚)
- ・ (出願人によって新規性があるとみとめられる)新規性に関する説明文
- ・ 出願人が意匠の開発人でない場合、出願人の当該意匠に関する権利の説明文(例:委託された権利所有者)
- ・ 出願国や出願日など、優先権に関する詳細情報
- ・ ロカルノ協定に基づく国際分類クラス及びサブクラスの記載

(1) 書類の修正要求

- 登録当局は、出願人へ書類の不都合に関し修正要求を通達し、出願人が書類を修正し提出するまでに一定の猶予期間を与える。(通常3-4ヶ月)
- 出願人は提起された書類の不都合に対し修正の提出を行うか、提起された内容に同意しない場合はその旨を書面で返答する。事案が解決し次第、出願人は次のステップへと手続きを進めることが可能となる。

(シンガポールドル)

申請料・更新料	
申請料	200-270
更新料	200-220(最初の5年間)
	300-330(次の5年間)

1.2.5 工業意匠権の確保に関する著名な判例法

Hunter Manufacturing Pte Ltd 対 Soundtex Switchgear & Engineering Pte Ltd 事件

Hunter Manufacturing Pte Ltd 他対 Soundtex Switchgear & Engineering Pte Ltd 他事件の控訴審、[1999年]3SLR(R) 1108では、意匠のある特徴が機能に決定づけられ、それ以外の特徴は決定づけられていない場合であっても、意匠は登録可能であるという提案を示している。登録意匠は電気メーターボックスの意匠であった。当時、意匠が「人目を引くもの」でなければならない(すなわち、形状または輪郭に識別力があり、「見る人の注意を引くよう計算された」ものであること)ということが、付加的な登録基準であった。この要件は現在撤廃されている。控訴裁判所は、意匠が登録可能であると判断した。意匠は「人目を引くもの」という基準を満たし、「機能性の例外」に陥ってもいないが、その理由はその形状および輪郭、モジュラー部分と流線型の調和が、機能に決定づけられただけのものではないからである。

Nagashima Electronic Engineering Pte Ltd 対 APH Trading Pte Ltd 事件

Nagashima Electronic Engineering Pte Ltd 対 APH Trading Pte Ltd 事件、[2005年]2SLR(R) 641は、機能性の適用と「合致の必要性 (must-match)」の例外について説明している。

登録意匠は電気アイソレータの意匠であった。高等裁判所は、(1)意匠が新規ではなく、既存の意匠と異なるのが、取引上一般的に使用される変更点であって、意匠の重要でない細部または特徴のみであったこと、(2)電気アイソレータの形状または輪郭の特徴が、実施する必要がある機能に決定づけられるだけのものだったこと(「機能性の例外」)(なおこれは、一定の国際基準、業界基準または管理基準を遵守することを求められているものである)、(3)いずれの物品もその機能を果たすように、電気アイソレータの形状または輪郭の特徴が、電気アイソレータを別の物品に接続することを可能にするか、別の物品の内部、周辺または接触して配置することを可能にするものであって(「合致の必要性 (must-match) の例外」)、その結果外箱および表面カバーにはめ込むために電気アイソレータがそのような形状を取らざるを得なかったことを理由として、意匠に登録性がないと判断した。

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

[著者]
ATMD バード & バード法律事務所

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。